第五条の三十三　偽りその他不正の行為により、第五条の二十六から第五条の二十八までの規定により徴収されるべき防衛特別所得税を免れたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた防衛特別所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその免れた防衛特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第五条の三十四　第五条の二十六から第五条の二十八までの規定により徴収して納付すべき防衛特別所得税を納付しなかったときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の納付しなかった防衛特別所得税の額が二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかった防衛特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第五条の三十五　正当な理由がなくて第五条の十四第一項若しくは第五項又は第五条の十八第三項において準用する所得税法第百五十一条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）、第五条の十八第四項において準用する同法第百五十一条の五第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）若しくは第五条の十八第六項において準用する同法第百五十一条の六第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第五条の三十六　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第五条の三十第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二　第五条の三十第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第五条の三十七　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五条の三十二から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により第五条の三十二第一項若しくは第三項、第五条の三十三第一項又は第五条の三十四第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3　人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六条第一号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第十六号中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

第十条第一号中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第十六条第一項中「（平成二十六年法律第十一号）」を削る。

第十七条第一項中「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この条及び次条において「復興財確法」という。）第三十三条第一項」及び「復興財確法第三十三条第一項」を「第五条の三十一第一項」に改め、同条第二項中「復興財確法第三十三条第一項」を「第五条の三十一第一項」に改め、同条第四項中「復興財確法第三十三条第一項」を「第五条の三十一第一項」に、「法人税法第百四十四条の二の二第一項」を「同法第百四十四条の二の二第一項」に改める。

第十八条第一項中「」において」の下に「第五条の三十一第一項、」を加え、「復興財確法」を「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第三項において「復興財確法」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十三条第一項」を「第五条の三十一第一項、第四十三条第一項」に改める。

第三十五条第二項中「（令和五年法律第六十九号）」を削る。

第四十三条第一項の表法人税法第二十六条第一項第三号の項中「令和五年法律第六十九号。」を削り、同表地方法人税法第二十四条の項中「（令和五年法律第六十九号）」を削り、同表租税特別措置法第九条の三の二第七項の項及び租税特別措置法第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の項を削り、同表租税特別措置法第四十二条の十二の六第十八項の項中「及び特別措置法」を「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）」に改め、同表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第三十六項の項中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び「令和五年法律第六十九号。」」を削り、同条第十六項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同条第十八項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下この条において「」を削り、「」という。）第七条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二十五項中「同条第十八項」を「同法第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第五十八条第二項中「防衛特別法人税」を「防衛特別税」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　附則第五十一条の三の規定　令和八年十月一日

附則第四十四条第四項中「新消費税法」を「消費税法」に改め、「事業者（」の下に「特定少額資産販売事業者（同法第二条第一項第七号の三に規定する特定少額資産販売事業者をいう。次項において同じ。）を除き、」を加え、「、消費税法」を「、同法」に改め、同条第五項中「事業者」の下に「（特定少額資産販売事業者を除く。）」を加える。

附則第四十五条第一項中「この条及び附則第五十一条の二第四項」を「附則第五十一条の三まで」に改め、同条第三項中「附則第五十一条の二」の下に「及び第五十一条の三」を加える。

附則第五十一条の二第一項中「適格請求書発行事業者（新消費税法第五十七条の三第三項の規定により新消費税法」を「適格請求書発行事業者（消費税法第五十七条の三第三項の規定により同法」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、「新消費税法第五十七条の二第一項の登録（新消費税法第五十七条の三第三項の規定により新消費税法」を「同法第五十七条の二第一項の登録（同法第五十七条の三第三項の規定により同法」に、「含む。）、消費税法」を「含む。次条第一項において同じ。）、同法」に、「新消費税法第三十条から第三十七条までの規定により新消費税法」を「同法第三